

令和7年

## 第11回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年11月25日 午後1時30分から  
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第1会議室

### 1 出席委員

1番 安池 幸子	9番 守屋 智
2番 加藤 敏行	10番 加藤 敏郎
3番 竹内 欣也	11番 渡邊 康弘
5番 山口 秀雄	12番 仲出川 治幸
6番 鈴木 洋有	13番 石井 雅浩
7番 平原 則子	15番 柳田 進
8番 青木 貞治	16番 戸塚 昭雄

### 2 欠席委員

二宮 晃一

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田 政夫 吉川 京男 柏木 博

### 5 出席事務局員

事務局長 木村 公哉  
書記 久保田 徳人 伴野 航

### 6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
- 報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第 32 条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので令和 7 年第 11 回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、二宮晃一推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により、10 番加藤敏郎委員と 11 番渡邊康弘委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第 2 の議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、議案書の 1 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 1 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 27 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 27 号 1 番の内容につきましては、一般社団法人がシネコカルチャーの研究ために農地を使用貸借するものです。シネコカルチャーとは協生農法のことです。無耕起、無施肥、無農薬、種と苗以外一切持ち込まない制約条件の中で、植物の特性を活かして生態学的最適化状態の有用植物を生産する露地作物栽培法です。この法人は試験栽培により、生産性、生物多様化向上、土壌改良効果などについて評価することを目的としています。

当該農地は、市街化区域内の法人の役員が所有する露地畑4筆で、法人が研究用に使用することで農地の有効活用が図られると考えられます。

また、特殊な農法による隣接農地への影響については十分配慮し、隣接農地所有者からも承諾を得ているとのことです。

なお、11月14日に高麗地区担当の青木委員及び事務局で現地確認を行いました。

議長 議案第27号1番につきましては現地確認をお願いした高麗地区担当の青木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（青木） 8番の青木です。議案第27号1番の農地について、11月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域にある露地地4筆で、法人が研究のために貸借することで農地の有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用が図られるとのことです。

それでは、議案第27号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第27号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第27号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、議案第28号1番と2番は同一法人による同じ内容の案件ですので一括で審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の2ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第28号1番と2番を朗読・説明》

書記 議案第 28 号 1 番と 2 番につきましては、農地所有適格法人が所有する耕作放棄地 5 筆を農地復元するために、県知事に農地造成の一時転用許可の申請を行うものです。

1 番の農地は田ですが、耕作放棄により竹林となっていました。農地を購入した法人はタケノコ畑として利用するため、密生した真竹を伐採して農地造成を行った後に良質な孟宗竹を植えてタケノコを栽培する予定です。

なお、当該農地の南側と西側は河川（谷戸川）となっているため、河川敷の法面の崩落や造成土砂の流出防止のため法面の頭頂部から 1 メートル以上離して造成法面を形成する予定です。

また、2 番の農地は果樹畑等でしたが耕作放棄により山林化していました。農地に復元するために樹木の伐採、草刈りを行い、農地造成により露地畑として利用する予定です。

なお、当該農地の内、一番面積のある筆は窪地となっていて、他の 2 筆は斜面地であるため、営農の効率化のため農地造成により段差を緩和しますが、隣接農地に影響のないように境界から離れて法面を形成する予定です。

農地所有適格法人が耕作放棄地を農地復元することで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、11 月 14 日に黒岩地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした黒岩地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9 番委員（守屋） 9 番の守屋です。議案第 28 号 1 番と 2 番の農地について、11 月 14 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、耕作放棄地 5 筆でしたが、竹や樹木を伐採して農地造成により畑に復元することで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、事務局の説明にもありましたように、法人には隣接農地や河川への影響がないよう十分な被害防除対策を行っていただき、事故が発生したら直ちに対応していただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 盛土の土はどこから搬入するのか。解体現場などから持ち込むことはないですね。

事務局 平塚市の建設資材販売会社から関東ローム層の土を搬入するとのことでした。

委員 盛土規制法の許可は取れているのか。

事務局 1番については、申請者が県砂防課との事前協議で許可不要であるとの回答をもらっているとのことでしたので、事務局が県に確認したところ、そのとおりでした。

また、2番についても事前協議は済んでいます。現時点では県からの回答がないとのこと。

委員 盛土規制法の許可が取れていない場合、転用許可はどうなりますか。

事務局 農地法の審議については行われ、許可相当であれば、盛土規制法の許可が出た時点で許可書が出ますが、不許可になった場合は、転用許可は出されません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、まず、議案第28号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第28号1番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に、議案第28号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第28号2番について、原案とおりに決定しました。  
以上で議案第28号を終わります。

議長 次に、議案第29号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号1番と2番及び3番と4番は同一の議案ですので各々一括で審議します。  
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第29号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の4ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の3ページから4ページをご覧ください。

議案第29号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項で、議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に1番と2番について説明します。

事務局

《議案第 29 号 1 番と 2 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑 2 筆で、昨年に農業用施設の設置のために基盤法による利用権設定で借りている農地です。今年度から農地の貸借制度が農地中間管理制度に移行したのに合わせて再設定するものです。

借り手は隣接農地で昨年からはブルーベリー観光農園の準備を開始した認定新規就農者で、意欲的な農家が当該農地を借りることで、地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、11 月 14 日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15 番委員（柳田） 15 番の柳田です。議案第 29 号 1 番と 2 番の農地について、11 月 14 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が観光農園の準備をしている農地に隣接した露地畑 2 筆ですが、認定新規就農者が借りることで、地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と地域の農業振興が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 29 号 1 番と 2 番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第 29 号 1 番と 2 番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に、3 番と 4 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第 29 号 3 番と 4 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、虫窪地区の農業振興地域内の農用地の露地畑 2 筆で、今回は貸借権の再設定となります。貸し手は地元の農家で、借り手は虫窪地区を中心に営農を行っている認定新規就農者です。認定新規就農者が当該農地を継続して借りることで、担い

手の育成と営農の拡大が図られると考えられます。

なお、11月14日に虫窪地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした虫窪地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番の守屋です。議案第29号3番と4番の農地について、11月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が耕作を行っている露地畑2筆ですが、認定新規就農者が継続して借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように担い手の育成と営農の拡大が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第29号3番と4番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第29号3番と4番について、原案とおりに決定しました。

議長 以上で議案第29号1番から4番が終了しました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、11月14日に国府本郷地区担当の加藤敏郎委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域の露地畑2筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の加藤敏郎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（加藤） 10番の加藤です。報告第1号1番の農地について、11月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑2筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 納税猶予をかけている農地については税金を免除してもらっているわけだから、草刈りはもちろん、農地全体をきちんと耕作するよう、農地所有者に対して厳しく指導をしていただきたい。

事務局 承知しました。

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号1番を終わりにします。以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書6ページの1件でございます。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の6ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第11回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時28分)